

# My-IoT コンソーシアム 規約

2026 年 5 月版

## 第 1 条 (名称)

本コンソーシアムは「My-IoT コンソーシアム」（以下「本コンソーシアム」という）と称する。

## 第 2 条 (目的)

本コンソーシアムは、My-IoT 開発プラットフォームをはじめ、会員の技術・商材等を活用し、中小企業の IoT/IT 普及支援および新ビジネス創出を目的とする。

## 第 3 条 (活動)

本コンソーシアムは、以下の活動を行う。

- (1) My-IoT 開発プラットフォームの活用・開発・普及支援
- (2) 会員間の共創による IoT/IT 新規ビジネス創出とエコシステム確立
- (3) 大学等の研究成果の社会実装支援
- (4) IoT/IT 人材育成の機会・場の提供
- (5) 国内外への情報発信・広報活動
- (6) 関係機関・団体との連携
- (7) その他、目的達成に必要な活動

## 第 4 条 (会員)

会員は、本コンソーシアムの目的と活動趣旨に賛同する以下の種別で構成する。

- (1) キーメンバー
- (2) メンバー
- (3) 自治体・アカデミア・教育機関メンバー
- (4) 特別メンバー（幹事会が招聘）

## 第 5 条 (会員の権利と義務)

- 1 会員は、会員であることを広告・パンフレット・催事等において示すことができる。
- 2 会員は、本コンソーシアムの広報・催事等への名称掲示を承認する。
- 3 会員は、本コンソーシアムの活動に積極的に参加する。

## 第 6 条 (入退会)

- 1 入会は書面または電子的手段により申し込み、通常幹事会承認によって決定されるが、国内一般法人の場合は副幹事長が代行して承認することができる。
- 2 退会は書面提出または電子的手段により承認される。

## 第 7 条 (活動年度)

活動年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

## 第8条（会費）

入会金はない。年会費は会員種別により以下のとおりとする（税抜）。

- ・キーメンバー：1口4万円×5口以上
  - ・メンバー：1口4万円×1～5口未満
  - ・アカデミア・自治体・教育機関メンバー：無料または任意金額
  - ・特別メンバー：無料。幹事による推薦による。
- 2 年度途中の入会であっても年会費の全額を支払う。
  - 3 年度内の退会における会費の返金を行わない。
  - 4 年度内にメンバーからキーメンバーへの変更は可能とし、差額分の年会費を支払う。

## 第9条（幹事及び幹事会）

- 1 本コンソーシアムに幹事を置き、幹事会において選任する（再任可）。
- 2 幹事のうちから代表幹事および副代表幹事を選任する。代表幹事が本コンソーシアムを代表し、副代表幹事は代表幹事を補佐・代行する。
- 3 幹事会は、入会承認・予算管理・活動報告・収支決算・規約改正その他コンソーシアムの重要事項の議決を含む運営業務を行う。

## 第10条（事務局）

事務局は株式会社産学連携機構九州（My-IoT 事業企画センター）が担い、庶務執行および会員間連絡を行う。

## 第11条（責任範囲）

- 1 幹事会および事務局は本規約に定める範囲でのみ責任を負う。会員間の情報交換・共同プロジェクト・取引等は当該会員の名義・計算で行うものとし、幹事会および事務局は一切の保証・責任を負わない。
- 2 会員の違法行為または第三者の権利侵害が生じた場合、当該会員が自己の責任で処理する。

## 第12条（知的財産権・著作権）

- 1 会員が本活動において単独で創出した著作物・発明等の権利は当該会員に帰属する。
- 2 共同で創出した場合は、共同創出者間の共有とし、持分・手続等は協議で定める。
- 3 本コンソーシアム及び会員は、本活動の公表等に必要な範囲で上記著作物を無償利用できる。この場合、著作者は著作者人格権を行使しない。
- 4 My-IoT プラットフォーム上では、第三者の許諾のない知的財産に係るデータ・プログラムの取扱いを禁止する。

## 第13条（免責・保証）

- 1 My-IoT 環境は PoC（技術検証）目的で提供するものであり、商用利用を想定せず、いかなる保証も行わない。
- 2 会員は自己責任で My-IoT 技術を使用し、本コンソーシアムに損害を与えないものとする。

る。本コンソーシアムは、会員製品の性能・品質・安全性・製造物責任を含む一切について責任を負わない。

3 第三者との知的財産権紛争が生じた場合、会員は自己の責任と費用で解決する。

#### **第14条（個人情報）**

事務局および会員は個人情報保護法その他関連法令を遵守する。My-IoT プラットフォーム上での個人情報の取扱いは禁止する。

#### **第15条（管轄裁判所）**

本規約に関する訴訟は、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### **第16条（規約の改訂）**

本規約は幹事会において改訂できる。その他必要な事項は代表幹事が別に定める。

#### **附則**

この規約は令和8年5月1日から施行する。